

重要取組シート

危機管理室 危機管理課

取組項目		新型コロナウイルス感染症対策本部の設置と運営を通じた取組の推進
現状・課題		<ul style="list-style-type: none"> ・本年1月15日において国内で、1月29日に府内で、3月6日堺市内で新型コロナウイルス感染者が発生した。 ・本市においては、全国的な患者の発生・拡大状況を受け、令和2年2月より対策本部の設置、イベントの中止、市有施設閉館などの措置を講じた。 ・さらに感染者拡大の局面となり、令和2年3月には、国・府に法定の対策本部が設置され、4月には緊急事態宣言が発令される状況に至った。 ・本市においても法定の対策本部を設置・運営し、急激な感染拡大を防止するための全庁的な情報共有と迅速かつ総合的な施策の推進を図った。 ・今後の患者減少や第2波到来などの様々な局面にも的確に対応するため、対策本部設置・運営を継続的に行い、今後の備えや施策を統一的に取りまとめていく。
取組みの内容		<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月7日の国による緊急事態宣言発令を踏まえ、市長を本部長とし、特別職や局長級を構成員とする法定の市対策本部を設置。 ・府の緊急事態措置を踏まえて、府と連携した施策の実施。併せて市独自の対策を実施する。これらは堺市新型コロナウイルス感染症対策本部において一元的に情報共有、調整、決定を行い、迅速かつ総合的な対策の実施を図る。 ・新型コロナウイルス感染症は完全に終息することは当面考えられず、患者減少、第2波の局面等に的確に対応できるように引き続き対策本部を設置・運営する。 ・また、出水期や台風シーズンに備えて、避難所における感染症対策のため取組を進め、マニュアル作成、備蓄の充実を図る。
スケジュール	前期 (～7月)	<input type="checkbox"/> (4月) 新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく堺市対策本部の設置 <input type="checkbox"/> (4月～5月) 感染防止施策に関して、国や府の施策への連携、市独自施策の実施 <input type="checkbox"/> (5月～6月) 出水期に備え避難所における感染防止対策の検討整理 <input type="checkbox"/> (5月～7月) 患者減少の局面において、市民生活の回復施策の推進及び避難所における感染症対策の推進(マニュアル作成、備蓄推進)
	中期 (～11月)	<input type="checkbox"/> (6月～11月) 台風シーズンに備え、避難所における感染防止対策の推進 <input type="checkbox"/> (6月～11月) 第2波に備えての体制や物資の整備 <input type="checkbox"/>
	後期 (～3月)	<input type="checkbox"/> (11～3月) 第2波への対応 <input type="checkbox"/> (1月～3月) 体制の検証
	次年度以降	<input type="checkbox"/> (令和3年度) 令和2年度の対応をベースにより効率的、かつ実行力のある体制づくり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>